

道路占用許可申請（協議）の記入方法

【記載要領】

「第32条」・「申請」又は「第35条」・「協議」の該当する方をそれぞれで囲む。

国から提出される場合は第35条の協議となり、それ以外はすべて第32条の申請となる。

「新規」・「更新」・「変更」のうち該当するものをで囲み、「更新」「変更」の場合は許可済の許可書の番号及び許可年月日を記載する。

実際に申請する日の日付を記載する。

申請者が法人の場合、「住所」は主たる事務所の所在地、「氏名」は名称及び代表者の氏名を記載し、「担当者」には実務担当者の所属・氏名・連絡先電話番号を記載する。

申請者（法人の場合は代表者）本人が自署で氏名を記載する場合または申請者本人であることが運転免許証等の提示により確認できる場合は、押印を省略することができる。

占用の目的を記載する。

何の為に占用するのか、占用発生の根拠となる事業や事柄が何か。

例： 地区公共下水道事業に伴う下水道管埋設のため

突出看板設置のため 電気通信施設設置のため

一時占用の場合は、 工事施行に伴う工所用施設設置スペース確保のため など

該当する県道又は国道の路線名を記載する。

例：国道141号、県道甲府沼崎線、県道北杜富士見線

県道沼崎南アルプス中央線 など

占用箇所に従い「車道」・「歩道」・「その他」のうち該当するものをで囲み、「その他」の場合は余白に具体的な場所を記載する。

例：その他（路肩） など

地番まで記載する。物件が2つ以上の地番にわたる場合は、起点と終点を記載する。

具体的な地番が不明な場合は「地先」「地内」でもやむを得ない。

例：大字 字 1234 番地先～大字 字 4321 番地先

省令第4条の3別記様式第5（第5条関係）

道路占用許可申請（協議）書

（用紙 A4）

新更変（番号）
規新更平成 年 月 日
（番号）
平成 年 月 日

（道路管理者）
山梨県知事 殿

住所 〒
氏名
担当者 TEL

道路法第32条（第35条）の規定により、許可を申請（協議）します。

占用の目的			
占用の場所	路線名	車道・歩道・その他	
	場所		
占用物件	名称	規模	数量
占用の期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 間	占用物件の構造	
工事の期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 間	工事実施の方法	
道路の復旧方法		添付書類	
備考			

占用物件の名称を記載する。

例：ダクト鋳鉄管、硬質塩化ビニル管、案内標識、突出看板、

同軸ケーブル、第2種電柱、第1種電話柱

一時占用の場合は、作業スペース又は作業ロード など

寸法、材質など占用物件の規格等を記載する。

占用物件に沿った単位で個数、面積、長さ等を記載する。

始期は許可の日となるため終期のみ記入する。

始期が確定している時は始期も記入し、占用日数『日間』と記入。

詳細な構造図等を添付する必要がある場合は『別添のとおり』とする。

始期は許可の日となるため終期のみ記入する。

始期が確定している時は始期も記入する。

工事日数は申請時点で予定される工事実日数を『日間』と記入。

通行規制を伴う場合は『型標準図に基づく施工（昼のみ）』とし、適宜変更して記載する。

通常は『原状復旧』となる。

位置図、平面図、横断図、縦断図、構造図、構造資料、事業概要説明、保安施設設置標準図、現地保安施設設置図、公図写、登記簿、写真等を必要に応じて添付する。（占用物件により異なる）

必要に応じて記入する。

工事を伴う場合で申請者と施工業者が異なる時は、施工業者名、担当者の連絡先等を記入する。（請負業者が未定の場合は記入しなくてよい）

変更申請の場合は、該当する欄の下部に変更後のものを、また上部に変更前のものを（ ）書きで記載し、変更前と変更後を二段書きで表記する。（変更後については朱書き）

一時占用申請の場合は表題部を『一時道路占用許可申請（協議）書』とする。

添付書類、工事施行について不明な点があれば必ず確認すること。